

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外607名

被告 長崎県外1名

原告ら第8準備書面の要旨

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

2018年(平成30年)4月23日

原告ら訴訟代理人 弁護士 緒方 剛

第1 はじめに

私からは、治水面に関する第8準備書面の要旨について説明いたします。

治水面においては、①計画規模、②基本高水流量、③ダムによる効果の3点のいずれの点においても、石木ダム建設の具体的な必要性がないことを指摘してきました。別訴の事業認定取消訴訟における証人尋問手続きを経て、これらがさらに明確なものとなりました。以下、同訴訟において、治水面にて既に証拠上明らかになった点について述べます。

第2 ①計画規模について

計画規模を設定するための長崎県評価指数を被告長崎県は設定しています。しかし、これは全国的な比較や全国的基準と比較すると異常なもので、ダムを造るために恣意的に設定されています。

また、計画規模を設定するための基礎とした多くの事情のうち、唯一河道状況のみ昭和50年当時のものを用い、他のものは全て平成17年当時の事情を用いています。この間(昭和50年～平成17年)に、河道の整備が行われ、氾濫する見込みの面積はずっと小さくなっています。被告長崎県はダムを造るために都合の良い数字だけを拾い集めて計画規模を策定しているのです。

さらには、長崎県においてはこの計画規模はダム建設のために恣意的に変化させてきており、ダム建設のために不合理に設定をなしてきたことも明らかになっています。

第3 ②基本高水流量について

被告長崎県は、技術基準に沿って治水計画を策定したと主張します。しかし、技術基準が求める1時間当たりの降雨量(降雨強度)が生じる確率について、あえ

てこれを検討していません。その結果、実際には500年～1000年に一度しか生じないような異常に大きな流量を基本高水流量として設定しています。

別訴(事業認定取消訴訟)にて治水方針策定時の責任者である証人は、1時間ではなく3時間の降雨量の生じる確率の検討で足りると述べます。そして、その根拠に「洪水到達時間が3時間」であることを挙げます。他方で、最大降雨時から基準点における最大流量となるまでの時間は1時間程度であることも認めており、洪水到達時間が3時間であるとの論拠自体がないことが明らかになっています。すなわち、被告長崎県は技術基準が求める検討(棄却検定)を、何ら合理的根拠なく回避し、自ら作出した非現実的な流量を基礎とした治水計画を策定しているのです。

また、被告長崎県は自ら計画規模に応じた1時間当たり最大雨量の予測(110mm/h)をしていたにもかかわらず、これと矛盾する(大幅に上回る)最大雨量(134mm/h)となる降雨予測波形を使って異常に大きな流量を作成しています。被告長崎県は、本当は100年に1度という確率では基本高水流量とされる流量(その流量となる時間当たり雨量)とならないことは分かっているのですが、ダムを造るためにあえて過大な流量を設定したのです。

第4 ③石木ダムの効果について

石木ダムによらずとも過去に生じた全ての洪水を防ぐことができます。そればかりか、万が一基本高水流量として設定されている異常な流量となる降雨があっても計画堤防高よりも低い水位で川を流下することができます。

さらには、長崎県が検討したという治水代替案は客観的・合理的に検討されたものではありません。加えて、既往洪水にて問題となった内水氾濫・支流氾濫への石木ダムの効果は一切検証されていないのです。すなわち、石木ダムによって治水上現実的な効果があるかどうかは検討されていないのです。

そして、長崎県が想定する洪水が発生した場合でも、ダムが効果を発揮する計画高水位を超える流量となるのは僅か1時間にも満たない時間のみです。それ以外の場合には全くダムは役に立たないのです。

このため、長崎県の意見を前提としても、㊦100年に一度の頻度で生じるかもしれない豪雨時に、㊧僅か1時間に満たない時間帯にて、㊨堤防高ではなく計画高水位(計画上予定する水位)を僅かに超える水位となることを防ぐための

み石木ダムが必要だと主張されているにすぎないのです。

第5 まとめ

このように、石木ダムの具体的な必要性は、治水面からも存在しないことが証拠上はっきりとしました。計画規模、基本高水流量、ダムの効果のいずれの点からも、起業者である被告長崎県がダム建設のために数字合わせをただけであり、合理的なダム建設の必要性がないことは証拠上明らかになっているのです。

具体的な必要性のない事業のための建設工事は、これを継続する公益的要請はありません。そして、かかる工事によって、現に地権者を中心とした人々の人権侵害が日々なされており、またその侵害の程度は大きくなりつつあるのです。何ら必要性のないダム建設のための工事を差し止める必要性が高いことは明らかです。速やかに工事の差し止めをなす判決が出されるよう、強く希望する次第です。

以上